

# HACCP 制度化をめぐる現状と課題

高澤 秀行 (たかさわ ひでゆき) 株式会社 高澤品質管理研究所 所長

**要約** 本文では、海外ではあたりまえのように導入されている HACCP システムという衛生管理手法だが、15年ぶりの法改正により日本でも制度化された背景を、最新の情報提供と併せて解説する。また、海外の導入の様子や HACCP システムの概要と、今後の普及推進の課題を解説しつつ、読者の方々へは食の安全・安心の取り組みに関心を持っていただければと思う。

## 1. はじめに

本章では平成 30 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律に記述された、いわゆる HACCP の制度化とはどういうことかを、わかりやすく解説する。HACCP が制度化されることにより、ほとんどの食品製造企業では、これまで以上に徹底した安全管理が求められることになる。

その上で、今般、この改正法の施行に関し、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、施行日は令和 2 年 6 月 1 日と決定したところである。猶予期間は 1 年間となり、令和 3 年 6 月 1 日に完全移行しなければならない。

独立行政法人国立印刷局インターネット官報

<https://kanpou.npb.go.jp/20191009/20191009h00108/20191009h001080000f.html>

弊社のコンサルティング事業で HACCP 導入の実績があったことから、厚生労働省のホームページに掲載されている、「HACCP 導入のための手引書」づくりに携わることができた。これを機に厚生労働省、地方厚生局、各地の食品衛生協会、業界団体などへの「HACCP 教育」に関する講師活動を活発に実施し、農林水産省補助事業では 16 年間、HACCP 研修のアドバイザー・講師を務めてきた。

これらの経験を踏まえ解説を行うので、これから食品の品質管理に携わろうとする人や、食品の安全と安心に関心のある方はよく読んで、じっくり考え味わっていただき、現場での品質管理業務支援の糧としてもらいたい。

## 2. 食品衛生法改正 (HACCP 制度化) の背景

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)の概要	
<b>改正の趣旨</b>	我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報の把握や対応を的確に行うとともに、国際的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。
<b>改正の概要</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 広域的な食中毒事案への対策強化 国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。</li><li>2. HACCP(ハザード)に沿った衛生管理の制度化 原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の事業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。 * 事業者が食中毒汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法、先進国を中心に義務化が進められている。</li><li>3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の取集 健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。</li><li>4. 国際的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備 食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。</li><li>5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設 実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。</li><li>6. 食品リコール情報の報告制度の創設 事業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。</li><li>7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等)の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)</li></ol>
<b>施行期日</b>	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1.は1年、5.及び6.は3年)

図1 厚生労働省 HP「食品衛生法等の一部を改正する法律の概要」より

HACCP 制度化の対象になる事業者の範囲は、食品の製造・加工、調理、販売等を行う食品等事業者、つまりフードチェーン全体である。現行の食品衛生法の許可業種(34業種)に限らず、すべての食品等事業者が対象となる。2020年6月までに施行されることが決まっており、食品等事業者は早急な対応が求められている。

図2は法改正の背景・趣旨を示しているが、次の3点で説明している。1つ目に前回の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、世帯構造の変化を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加等の食へのニーズの変化、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食や食品を取り巻く環境の変化である。

2つ目に都道府県等を越える広域的な食中毒の発生や食中毒発生数の下げ止まり等、食品による健康被害への対応が喫緊の課題となっている。3つ目に2020